

# 研究者の倫理

## 1 <平和と福祉への貢献>

**研究者は、世界の平和と人類の福祉に貢献するという科学研究の意義と目的を自覚して研究を行う。人道に反する研究は行わない。**

近年、科学分野の拡大化・細分化のなかで、世界の平和と人類の福祉に貢献するという科学研究の本来の意義・目的が見失われがちであり、研究者は、初心にかえって、この科学研究の意義・目的を再確認すべきです。最近における国際状況を考えるとき、武力衝突、貿易の不公平、文化的対立などを含む国際紛争の激化を加速する研究、特に、原子力基本法で禁止されている核兵器開発を含む軍事研究はすべきでなく、これら無くす方向での研究を重視します。軍事研究や国際紛争の激化の原因をつくる研究、すなわち人道に反する研究は行うべきではありません。また、地球生態系の保全に努め、持続可能な社会の構築をめざす必要があります。

## 2 <科学・技術の発展への貢献>

**研究者は、学問研究の自由を擁護し、研究における創造を尊重し、基礎科学と応用科学、人文・社会科学と自然科学が総合的に発展するように努める。**

「学問の自由」は日本国憲法で保障されていますが、これは歴史的に闘いとられたものです。研究者は、個人としてまた多くの研究者および国民と協力して、日常的にこれを守る努力をする必要があります。このようにして、自らの学問の自由を確保すると共に、他の研究者による学問研究の自由を尊重しなければなりません。

また、日本には創造的研究が少ないと言われていますが、それはすぐに役立つ研究に力点が置かれ過ぎていることもその一因であります。研究指導者は創造的研究、特に若手研究者の創造的研究の芽をつみ取るようなことをすべきではありません。最近、特に経済的利益を目的とする研究を重視する傾向がありますが、経済的利益に直接繋がらなくとも、例えばニュートリノの研究のように学問・文化の発展に寄与する研究も重要であり、尊重されなければなりません。

また、基礎研究なしに応用研究が進展することはなく、自然科学研究のみで社会の諸問題が解決されることもありません。基礎研究と応用研究、人文・社会科学と自然科学を総合的に発展させなければなりません。

## 3 <研究成果の社会への還元>

**研究者は、全ての研究成果を正しく公表しなければならない。**

政府・自治体・企業などから得た研究費による研究であっても、それによる研究成果を正しく公表する責任と義務があります。産官学協同研究では、研究成果の発表の自由を含むその透明性が確保されなければなりません。政府・自治体・企業から得た研究費による研究成果の公表に際して、公表の差し止めや政府・自治体・企業に都合の良いように書き換えることを要求される場合には、このような科学研究を冒涇する行為とは断固として闘い、政府・自治体・企業の利益よりも公共の利益を優先して、研究成果を正しく公表すべきです。

## 4 <不正行為の排除>

**研究者は、研究成果の発表に際して、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為を**

**してはならない。また、圧力や脅迫に屈服して研究成果の歪曲や発表の自己規制をすべきではない。研究費の不正流用をしてはならない。**

研究成果の公表に際してのねつ造、改ざん、盗用などの研究者による不正行為が、国内的にも国際的にも問題になっています。このような不正行為は厳に慎むことは当然ですが、また、研究費の提供者である政府、自治体、企業などの圧力や政治団体などの脅迫に屈服して研究成果の公表を自己規制すべきではありません。最近、研究費の不正流用も問題になっています。これらの不正行為は、研究者と科学研究の結果に対する信頼を著しく損ない、また社会的にも大きな影響を与えるものです。

## **5 <自己研鑽>**

**研究者は、高い水準の科学的誠実さと研究の質を維持しなければならない。また、多くの研究者と知識を共有し、研究者同士の客観的・理論的な議論を通じて互いに成長しなければならない。**

研究者は常に自らの研鑽と、他の研究者との切磋琢磨により共に成長するように努めなければなりません。科学的に不確かなものを、あたかも確かなものであるかのように装って発表し、研究費を獲得するような研究者が散見されます。このような行為は、研究者と科学研究の結果に対して他の研究者や国民の信頼を著しく損なうものです。また、このような行為を行う研究者は職場の人々の信頼を得ることは出来ません。

## **6 <公正な評価>**

**研究者は、論文査読、学位認定、採用・昇格などのために研究者を評価する場合には、科学的・専門的視野に立って公正な態度で臨まなければならない。**

研究者の評価に当たって、評価を受ける者の国籍、身分、性別、所属機関、出身大学、思想・信条などによる偏見・先入観を持つことは、厳に慎まなければなりません。個人情報に基づいた偏見・先入観を入れないよう、自己を律すべきです。上位の研究者が下位の研究者の研究を評価する場合には、この点に特に注意する必要があります。

## **7 <性差別などの人権侵害の排除>**

**研究者は、研究・教育の場において、性差別やセクシャルハラスメント、アカデミックハラスメントのような人権侵害を行ってはならない。また、このような人権侵害を放置してはならない。**

研究・教育の場において、女性が教育・訓練、雇用、昇進などで差別的扱いを受けている例は数多く知られています。大学などでのセクシャルハラスメントも頻繁に発生しています。セクシャルハラスメントは、加害者と被害者が師弟関係や上司・部下の関係にあることが多く、強い立場にある加害者は処分・批判の対象にならないこともあります。一方、被害者は二次被害にさらされ、極端な場合には退学・退職などに追い込まれています。

また、性別に限らず、特定の個人を標的としたいじめ・嫌がらせのようなアカデミックハラスメントも起きています。アカデミックハラスメントの原因として、研究室の非民主的体質や、研究者同士による議論の欠如などが考えられます。こうした差別や人権侵害をなくすために、研究者は研究の場の民主的改革に努めなければなりません。研究の場における差別や人権侵害を放置したままでは、正しい科学研究の発展は望めません。

## 8 <国際性の尊重>

**研究者は、科学の国際性を重んじ、世界の研究者との交流に努める。また、世界の研究者と連携して、研究者の地位の向上と研究倫理の普及に努める。**

科学の成果は各国が独占すべきものではありません。世界の研究者との交流の必要性、および科学研究成果の国際的普及は科学の特性からして当然です。また、研究者の地位向上と研究倫理の普及のためにも世界の研究者と連帯する必要があります。

## 9 <科学的精神と科学的知識の普及>

**研究者は、科学的精神と科学的知識の普及に努め、科学の無視と悪用、非科学的思考を警戒し、その危険を排除しなければならない。**

現代は、価値の多様化の時代であると言われていています。このような時に当たって、物事を客観的・科学的に考察し、その結果に基づいて判断し行動することは極めて重要です。科学の無視と悪用は、社会に危害をもたらすことは明らかです。また、非科学的な思考の伝搬にも警戒が必要です。したがって、研究者は、国民とくに次世代を担う青少年に科学的精神と科学的知識の普及に努める必要があります。

政府や企業に都合の悪い研究成果の普及に対して、とかく政府や企業は陰に陽にそれを妨害することがありますが、国民各層との連帯を通じてそのような妨害を排除する必要があります。

## 10 <科学的態度の次世代への継承>

**研究者は、若い研究者の科学教育に努める。それは、科学研究の意義と目的に立脚し、批判的精神を養うものでなければならない。**

科学研究分野の拡大・細分化のなかで、自らが専門とする科学研究の意義・目的が見失われがちです。そのようなことがないように、研究倫理、歴史、哲学および科学の文化的影響の知識を若い研究者に教育すべきです。また、年輩の研究者もこれらを積極的に身につけるべきです。なお、教育内容に対する権力の側からの干渉には断固反対すべきです。

## 11 <国民との連帯>

**研究者は、世界の平和とよりよい人類の福祉の実現を目指して、広範な国民と連帯して活動するよう努める。**

研究の意義・目的である世界の平和と人類の福祉の実現は研究者個人の力だけでは困難です。したがって、研究者は、多くの研究者および国民と連帯して活動することが必要です。そのためには、職場の民主化が必要であり、職場内の自治組織、特に労働組合の民主的強化と他の労働組合や学協会などの諸団体との連帯を強める必要があります。労働組合は職場の民主化のために最も重要な組織であり、労働組合に多くの人々が結集しないと研究者を含む労働者の権利を守ることは困難です。無権利が反倫理を助長することは周知の事実であります。最近、研究者の労働組合離れが進んでいるように見受けられますが、そのようなことでは国民の期待に応えることは出来ません。

また、研究者は専門家であると同時に、通常的生活を営む市民でもあります。したがって、研究者も自分の専門とする狭い枠に閉じこもることなく、平和とよりよい福祉の実現のために、国民と共に活動するよう努めなければなりません。